

建築物等の景観および色彩ガイドラインの制定および運用状況

宮崎大学 学生会員 ○吉田泰明
 宮崎大学 正会員 出口近士
 宮崎大学 正会員 吉武哲信
 アトリエ 74 正会員 辻 喜彦

1. はじめに

近年、周囲の景観と不調和な色彩の建築物・工作物が数多く見られる等の騒色問題が起きている¹⁾。一方で景観法の施行もあり、行政は良好な都市景観の形成を目的として、自治体の目指す景観形成の方向性を示し、建築物等の形態や色彩などを規制・誘導するための規定や指針である景観および色彩ガイドラインが規定され始めている²⁾。

本研究は、122自治体にアンケート調査を行い、建築物等の新築・改築等の届出制度における景観・色彩ガイドライン制定・運用の現状を把握し、今後の色彩の誘導・規制に役立てることを目的とするものである。

2. 景観および色彩ガイドラインの制定・運用に関する調査概要

122自治体（景観法の定めにより自動的に景観行政団体になった47都道府県、15政令指定都市、37中核市と中核市とガイドラインを持つと区と考えられる東京23区）に対し、郵送により表-1に示す内容を問うた。その結果、86.9%にあたる106自治体（39都道府県、12政令指定都市、33中核市、22区）から回答を得た。なお本研究では、建築物等の形態や色彩などを規制・誘導するための規定や指針を「景観ガイドライン」とし、建築物等の色彩を規制・誘導するための指針、また景観ガイドラインであっても色彩の良し悪しをマンセル値等により定量的に規定・表現しているものを「色彩ガイドライン」と定義している。

3. 調査結果と考察

(1) 景観および色彩ガイドラインの制定状況

図-1に景観および色彩ガイドラインの制定状況を示す。回答が得られた106自治体のうち、36自治体が景観ガイドラインを、27自治体が色彩ガイドラインを

表-1 景観および色彩ガイドラインの制定・運用に関するアンケート質問項目

(1) ガイドラインの規定に関する項目	(1-1) ガイドライン施行の有無
	(1-2) ガイドラインの根拠
(2) ガイドラインにおける助言・指導等に関する項目	(2-1) ガイドラインの規程
	(2-2) ガイドラインに関する罰則の有無
	(2-3) 罰則の内容
	(2-4) 色彩に関する助言・指導・勧告・命令等の問題点
(3) ガイドラインにおける評価システムに関する項目	(3-1) 外部評価委員会の有無
	(3-2) 外部評価委員会の開催回数
	(3-3) 外部評価委員会における取扱件数、評価対象

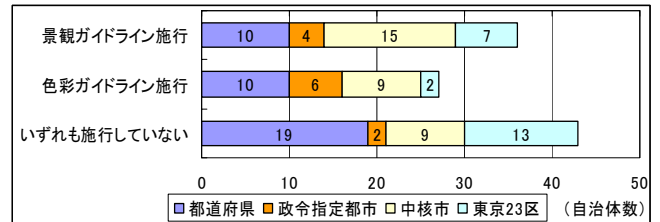


図-1 景観および色彩ガイドラインの制定状況

規定・運用（施行）している。一方で、43自治体が景観および色彩ガイドラインのいずれも施行していない。すなわち、色彩の良し悪しの基準をマンセル値等により、定量的に表現している自治体は少ない。あるいは、色彩についての記載事項があっても、周囲と調和した色彩とするなどの定性的な表現に留まっていることが多いと言える。

(2) 景観および色彩ガイドラインの指導等と罰則

図-2に景観および色彩ガイドラインの指導等を示す。景観および色彩ガイドラインを施行している63自治体中、25自治体が助言・指導を、20自治体が助言・指導・勧告を規定している。また、命令まで行っているのは3自治体で、いずれも色彩ガイドラインの中である。図-3はガイドラインにおける罰則の有無を示す。建築物等の色彩規制において罰則を持つ自治体は、63自治体中21自治体である。うち13自治体が色彩ガイドラインで罰則を規定している。

図-4にガイドラインにおける罰則の内容を示す。罰則を持つ21自治体中、16自治体が実名公表であり、6自治体が罰金を課している。多くが実名公表に留ま

キーワード 都市景観、景観・色彩ガイドライン、罰則規定、評価委員会、アンケート調査
 連絡先 〒889-2192 宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地 宮崎大学 TEL0985-58-7343

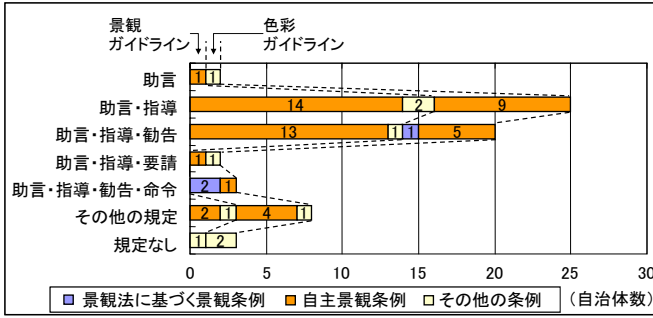


図-2 景観および色彩ガイドラインの規程

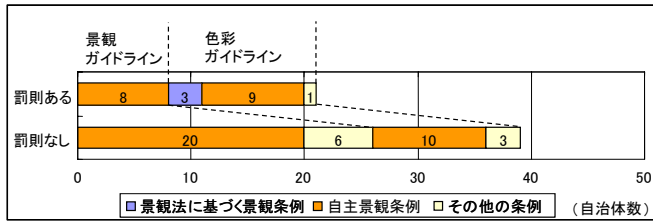


図-3 景観および色彩ガイドラインにおける罰則

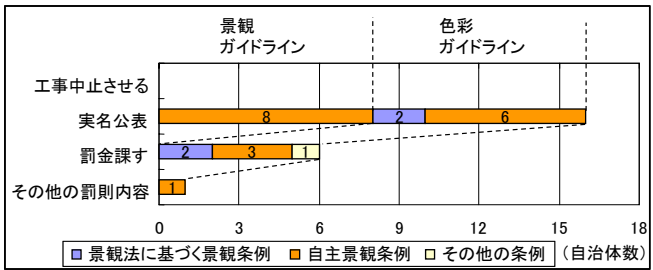


図-4 景観および色彩ガイドラインにおける罰則の内容

っていることは、現在施行されているガイドラインの多くが自主条例に基づいており、景観法とリンクしておらず景観計画における罰則の設置を有効に活用できていないためと推察される。

図-5 に、63 自治体に関し景観および色彩ガイドラインにおける助言・指導等の問題点を示す。多くの自治体が助言・指導等における問題点として、自治体担当者だけでは色彩の良し悪しの判断が困難である、また助言等の受け入れ状況が悪いと答えている。

以上より、多くの自治体は、助言・指導等の内容を施工者側に納得させることに苦戦している状況が伺える。そのためにも、専門家や学識経験者による専門的かつ客観的な審査やアドバイスを行うことにより、施工者側の納得を得ることも一法であると考えられる。

(3) 評価委員会の運用

表-2 に評価委員会の設置状況を示す。ここで、審査会とは審議会などの合議的なものとし、アドバイザー制度（機関）とは専門家による助言・指導を行う形式と定義した。ガイドラインを施行している 63 自治体中、20 自治体が審査会、14 自治体がアドバイザー機関

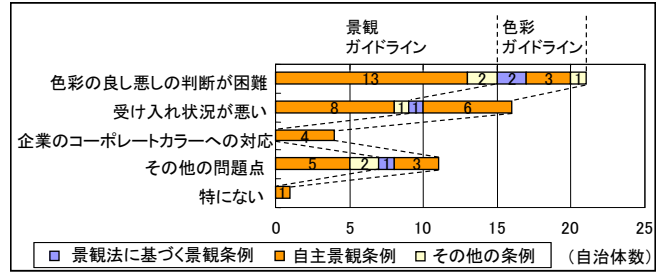


図-5 景観および色彩ガイドラインにおける助言・指導等の問題点

表-2 評価委員会の設置状況

	評価委員会						設置されていない
	審査会	アドバイザー	その他の評価委員会	審査会およびアドバイザー	審査会およびその他の評価委員会	アドバイザーおよびその他の評価委員会	
都道府県（自治体数）	6	0	0	4	0	1	8
政令指定都市（自治体数）	1	4	0	1	0	0	4
中核市（自治体数）	11	5	0	1	1	0	4
東京23区（自治体数）	2	5	0	1	0	0	0
合計（自治体数）	20	14	0	7	1	1	16
年平均取扱件数（件数/年/1評価委員会）	1.8	69.9	-	35.3	30.0	0	-

を、7 自治体が審査会およびアドバイザー機関の両方を設置している。また、下段の 1 評価委員会当たりの年平均取扱件数を見ると、アドバイザー機関は取扱件数が多いことから、評価機関として有効に機能していると考えられる。一方、審査会のみ自治体は案件の取扱件数がほぼ皆無であり、建築物等の色彩改善のための評価機関としては機能していないと推察される。

4. まとめ

本調査から以下のことが把握できた。

- 1) 回答を得た 106 自治体のうち、色彩の良し悪しを定量的に表現したガイドラインを施行している自治体は 27（約 4 分の 1）と少ない。
- 2) 景観ガイドラインもしくは色彩ガイドラインを持つ 63 の自治体のうち、21 自治体が罰則を有する。
- 3) 行政担当者だけの審査や助言・指導等に限界を感じている自治体が少なくない。
- 4) アドバイザー制度を活用している自治体は審査、案件の取扱件数も多く、建築物等の色彩改善に機能しているものと判断される。

謝辞

アンケート調査にご協力頂きました各自治体の都市景観担当者の方々に、深く御礼を申し上げます。

参考文献

- 1) 山本早里：景観色彩に関する自治体の取り組み—景観色彩ガイドラインの現状—、デザイン学研究特集号 SPECIAL ISSUE OF JSSD Vol.9, No.2, 2002
- 2) 三船康道+まちづくりコラボレーション：まちづくりキーワード事典、学芸出版社、1997